

令和3年度 上越市6次産業化支援事業のご案内



地域資源を活かした農産加工の取組に必要な設備や施設改修を支援します！！

こんな方にお勧めです！

- 加工に必要な機械を導入したい
- 加工施設を改修、規模を拡大したい

補助金区分	事業区分	補助対象経費上限額	補助率・補助金上限額
農産加工品等規模拡大支援事業補助金(ハード事業)	農業者等が、新規または規模拡大を伴う農産加工に必要な機械・設備を導入する事業や施設改修を行う事業	機械・設備費、施設改修費、その他市長が必要と認める経費	【機械・設備費】 (一般地域) 補助率 3/10 上限額 90万円
		【機械・設備費】 (一般地域) 上限額 300万円	(中山間地域) 補助率 1/3 上限額 33万3千円
		【施設改修費】 (一般地域) 上限額 300万円	【施設改修費】 (一般地域) 補助率 4.5/10 上限額 135万円
		(中山間地域) 上限額 100万円	(中山間地域) 補助率 5/10 上限額 50万円

左記の補助対象経費上限額を超える大規模な事業は、新潟県の農林県単補助金(※)の利用をご検討ください。
(問合せ先：上越市農林水産部 農村振興課 電話：025-526-5111/内線1284)

■市補助金と県補助金の対象事業費の比較

	一般地域	中山間地域
補助対象経費上限額	県補助金 300万円～5,000万円	県補助金
	上限300万円	100万円～5,000万円
	市補助金	上限100万円 市補助金

※農林県単補助金:新潟県農林水産業総合振興事業「加工・直売促進」

- その他、農産加工品等の開発や商品PR用ウェブサイト作成など(ソフト事業)を、お考えの方はご相談ください。

※上記の表における中山間地域の取扱いについては、新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱(平成27年4月1日適用)別記の規定に定める区域【中山間地域】:金谷区、桑取区、柿崎区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区【一般地域】:上記に含まれない市域

募集期間

令和3年4月1日(木)から予算上限に達するまで

補助対象者

市内に居住又は所在し、市税を完納している農業者等※が対象となります。

※農業者等…農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体(これらの者が主たる構成員となっている法人を含む)

申請様式

- ・申請様式等は、市のホームページにてダウンロードいただくか、農村振興課までお問い合わせください。
- ・予算額には限りがあるため、申請前に農村振興課へ事前にご相談いただき、事業着手の2週間前までに申請してください。

～ 過去の取組事例 ～



干し大根生産用大根洗浄機の導入



加工品保存用の真空包装機導入



真空包装機を活用した新たな特産品

◆◆提出先・問合せ先◆◆

〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市農林水産部農村振興課 販売促進係
TEL 025-526-5111 (内線1284) FAX 025-526-6114
Eメールアドレス nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp